

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドラインに基づく県の意見の公表

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドラインⅡ 5（１）の規定に基づき、同ガイドラインⅡ 2（１）に基づく事前届出をした者に対して県の意見を述べたので公表する。

1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）コメリパワー栗東店 栗東市上鉤字西八反田 128 番ほか 10 筆、栗東市下鉤字栗林 41 番 1 ほか 25 筆

2 県の意見

- (1) 当該店舗は店舗面積 10,000 m²以上の規模があることから、新規開店日や売出し日などにおいては、臨時駐車場等による適切な収容台数の確保方を講ずること。
- (2) 店舗出入口における車両と人の交錯や当該店舗周辺の交差点への負荷等をできる限り抑制するため、出入口における入出庫方向の実効性を確保する方を講ずること。
- (3) 当該店舗周辺の生活道路を通り抜けて来退店する車両の発生が危惧されるため、看板の設置や交通整理員の配置等、地域からの意見を勘案した上で生活道路への進入防止および交通安全の具体的な方を講ずること。
- (4) 店舗周辺の道路はたびたび交通渋滞の発生する道路であることから、交差点への負荷をできる限り抑制する方を講ずること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目 13 番 30 号

守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目 5 番 22 号

(2) 縦覧期間 平成 30 年 1 月 29 日から平成 30 年 3 月 1 日まで